

令和 6 年度

福島地方最低賃金審議会

第 2 回輸送用機械器具製造業専門部会

## 議 事 録

日 時：令和 6 年 10 月 4 日(金)

10:00～11:50

場 所：福島第二地方合同庁舎 3 階会議室

出席者：(公)熊沢、橋本、長谷川

(労)高橋、藤宮、八巻

(使)阿部、佐藤、吉田

### 1 開 会

(部会長) 定刻になりましたので、これより第 2 回輸送用機械器具製造業最低賃金専門部会を開会します。

議事に入る前に、事務局は定足数の確認をお願いします。

(補佐) 本日は、全員の委員が出席されていますので、最低賃金審議会令第 6 条第 6 項の規定により、本専門部会が有効に成立していることを報告いたします。

### 2 議 事

(部会長) それではこれより議事に入ります。

(1) 配付資料の説明について

(部会長) 本配付されている資料について、事務局から説明をお願いします。

(室長) それでは、本配付させていただきました資料について説明いたします。

資料の下のページ数は、9月26日の合同部会で配布した資料からの続きページとなっています。

今回配布しております資料は、福島県企画調整部統計課が9月30日に公表したものになりますが、117ページから、最近の県経済動向で、150ページからは福島県鉱工業指数月報になります。最近の県経済動向の概況としては、118ページに書かれているとおり「県内景気は、足踏み状態になっている。」と分析されています。福島県鉱工業指数月報の概況として、153ページに書かれていますが、令和6年7月分速報としまして、生産が103.0で前月比0.9%と低下、出荷が114.0で前月比+3.5%と上昇、在庫が128.5で前月比0.2%の低下となっています。

168ページからは、日本銀行が10月1日付けで公表しています2024年9月の短観（概要）です。

185ページからは、日本銀行福島支店が10月1日に公表しています短観（2024年9月調査、福島県分）の要旨になります。

その他、合同部会において、お話のありました影響率の資料につきまして、1,020円までのものを用意しましたので、差し替えをお願いします。前回配布したものを見ていただきますと、一番上の段が3業種とも同じ数字になっておりました。これは、非鉄金属製造業の数字をコピーしてしまっていたものであり、今日用意しました資料の数字が正しいものになっています。

39ページからの資料になりますが、両面印刷のため、42ページまでのものを用意しましたので、誤っている資料はこちらで処分しますので、机に置いて行っていただきますようお願いいたします。

以上です。

(部会長) ただいまの説明で質問等がありましたらお願いします。

( な し )

(2) 金額審議について

(部会長) 次に金額審議に移りますが、金額審議に当たってお願いがございます。

特定最低賃金は、労使の合意があって決定され、状況に即して改正されます。その趣旨に沿って、労使のイニシアティブを発揮していただき、全会一致の結論となりますようお願いいたします。

また、9月26日の合同での第1回合同専門部会において、労働者側、使用者側委員の皆様にご了解をいただいておりますが、金額審議で金額の提示をされる際は、その金額とした根拠について簡単なメモで結構ですので部会長に提出をお願いします。そのメモについては、公益委員と事務局で共有させていただきますのでコピーを取らせていただきます。

また、時間の制約もありますので、労使双方にも提供してよろしいでしょうか。

《 異議なしの声 》

(部会長) 本日は実質的に初回の審議ですので、金額審議に入る前に、労働者側、使用者側委員それぞれから、輸送用機械器具製造業における賃金実態や経済状況等についてご意見をお伺いし、各委員が共通認識を持つようにしたいと思います。

その後に金額の審議に入りたいと思いますがよろしいでしょうか。

《 異議なしの声 》

(部会長) ご意見をお伺いする前に各側での協議時間を設けた方がよろしいでしょうか。

(高橋委員) 労側は結構です。

(部会長) 使側はいかがですか。

(佐藤委員) 結構です。

(部会長) それでは、最初に労働者側各委員から賃金実態や経済状況等について発言をお願いします。

(高橋委員) 労働者側高橋です。

我々輸送機械器具製造業の現状ですが、今年は福島県全体、労働会全体で賃金の大幅引上げを前提に春闘をスタートさせていただいています。今年は5%を超える賃金上昇ということで結審をされたということでございます。そういった観点で、物価上昇分を少しでも反映出来るような交渉をさせていただいたということが、今年の実態でございます。

賃金といたしましては、ここ数年なかなか上げられなかった企業もあったのですが、少しずつではあります、物価上昇分に対する賃金の補填を実施してきているところでございますが、実際のところ、可処分所得については、支払いが多く、実のある収入にはまだまだなっていないというところでございます。それに見合うところに持っていくためには、まだまだ我々の今の賃金体系だけでも不足部分が多いということが実態となっております。

また自動車関係ですが、昨年、一昨年くらいからメーカーの一部の品質問題等もありまして、生産を一時的にストップするような状況がありました。ここにきて、ようやく問題解決、以前お話をさせていただいてはおりますが、納車待ちがありますというお話をさせていただいたのですが、一般的な車両については2ヶ月待ちや1ヶ月待ちくらいで入るような状況まで改善したという状況でございます。

特に今年は、ある程度賃金が引き上がるというところと、車の買い替えのспанもあるのかもしれませんが、自動車業界と

しての新車の売れ行き、登録が進んできているというところがございます。

一方では、メーカーさんの方で海外等の生産弱含みというのがありまして、若干伸び悩みつつあるところではありますが、やはり、生活の向上のためにも、最低賃金近傍で働いている皆さんに、我々がしっかりと交渉しながら、波及していくという流れを今年もお願いしたいというところがございます。

私の方からは以上です。

(部会長) ありがとうございます。次に使用者側委員から賃金実態や経済状況等について発言をお願いします。

(佐藤委員) 佐藤の方から述べさせていただきます。

賃金の実態等については春闘に関して、経団連、県内の各経協、商工会議所等の経済団体、連合福島、連合本部において、企業規模別に春闘の結果を発表しておりますが、やはり、昨年と比べて大中小とも率、金額共に上回っているのですが、賃金引上げ率について、企業規模間格差がまだまだある状況です。

今一番問題なのは、価格転嫁の問題ですが、国の方も色々取組んで、各業界とも協力して進めているところではあります。が、自動車工業界においてこれに関連して不正の問題が出てきて残念です。不正の中身・件数について自動車工業界で発表していないので具体的にどうなのかわからない部分もありますが、根の深い問題です。自動車業界はピラミッドを形成していて、tier 1からtier 2、tier 3、tier 4ということで下に行くほど厳しい取引条件になっています。自動車業界だけでなく他の業界もそうですが、毎年、年1回だけでなく2回ほど、コスト切り下げの要求が来たりします。また、社内で今まで吸収出来たところも限界に近づいてきており、昨今の人手不足の中で人材確保をするためには、ある程度賃金を引き上げていかないと人材確保もままならないという状況で、

無理な引上げをしているということが現状だと思っております。でも、このことをいつまでも続けることは出来ません。やはり価格転嫁の部分で、大手自動車メーカーの第1次、第2次、3次、4次、5次くらいまで、すべてに同じ金額、同じ率でもって、100%価格転嫁出来れば良いのですが、それも望むことができない、国の方でも法律を改正してそのところを強く取り締まる方向に行くと思いますが、そのところが改善されない限り、賃金引上げの原資が確保できないという厳しい状況に置かれる。我々が特定最低賃金の対象としている中小、小規模、零細事業者は厳しい環境の中で、事業の継続が困難なところまで追い込まれていると思います。

また、自動車業界そのものが今、大きな変革期の中にあり、どうしても脱炭素化の流れの中で電動化を目指さなければならない。一時的に色々と問題がありまして、ヨーロッパの各自動車メーカーは電動化のところをつまづいております。日本の場合は、電動化の途中の段階でのハイブリッド等で脚光を浴びる形になってはいますが、いずれ電動化の方向に舵を切って行かざるを得ない。その場合に一番問題になってくるのが、部品数なのですが、現在の自動車ですと3万から5万の部品、それが電動化になると下手をすると半分くらいになってしまう。そのところで各下請けの事業所にとっては、自動車以外の分野にも進出することも考えて行かざるを得ない。人とお金がそろっていない中でそれも難しいということで、三重苦、四重苦という中で皆さんもがき苦しんでいるということが現状ではないかと思っております。

特定最低賃金の中の輸送用機械器具製造業の中で、我々が対象とすべきは、地域経済を下支えしている中小、小規模事業者には焦点を当てて、実際の経営実態に沿って金額を決めていければ良いと思っております。以上です。

(吉田委員) 吉田でございます。

我々、二次、三次の下請けとして、去年と今年、3%台の賃金引上げを実施したのですが、その分、大手メーカーさんの方に値上げを要請して、一時的には認められたのですが、認めたものが半年も経たないうちに覆されたりですとか、そういうこともありまして、なかなか値上げをするのも難しいという状況です。また、その中でも、色々なメーカーさんがある程度認めてくれるような状況もありますが、まだまだ厳しい状況です。大手さんからは、我々のようなtier 2、tier 3に出てくる品物というのは、大手さんでやると製造経費が高くなるので我々のところに出してくるというようなことが多いです。これは、大手さんの方では、生産をある程度自動化等できるのですが、我々のところに降りてくるのは、そういうところから外れた多品種少量というような形で出てきて、なかなか自動化等出来にくい、そういうものが多いのかなと思っております。数があるのは大手さんの中で自動化等で非常に生産性を上げているようなものもありますが、我々は生産性をアップし、その分を社員に還元しようというような状況にないということは、ご理解いただきたいと思います。

また、私は前から思っているのですが、基本的に最低賃金がありますので、特定最低賃金の必要性はもはやなくなっていると考えております。今年55円上がりましたが、私としては、なくす方向の考えで臨ませていただきたいと思います。以上です。

(部会長) ありがとうございます。

双方ご意見を伺いましたが、労働者側・使用者側から発言内容について質問等ございますか。

(なし)

(部会長) 公益としては、労働者側・使用者側からの賃金実態や経済状況等の発言内容について、それぞれ受け止めながら金額の審議を進めますので、円滑な審議の進行にご協力をお願いします。

それでは、金額の審議に入りたいと思います。審議の展開によっては、労使で話し合う場を持っていただくことも考えておりますが、まずは、例年どおり、労働者側から先に金額審議に入ることとしてよろしいでしょうか。

《 異議なしの声 》

(部会長) それでは第1回目の金額審議を行いますので、事務局は使用者側委員を控室へご案内してください。

#### < 金額審議 >

(部会長) ご苦勞様でございました。ここで正式に提示された額としては、労働者側は70円引き上げて1,024円。使用者側は、25円引き上げて979円をそれぞれ金額提示を成されたところで、労使協議に入っていました。使用者側からは本日は労使協議を踏まえて、一旦会を閉じて、金額提示は次回に行うということについてのご要望がありましたが、労働者側がそれで差し支えなければそのようにしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(高橋委員) はい。今日労使協議をやらせていただいて、有意義な時間でしたので、次回までにもう少し歩み寄りを検討させていただきたいと思います。

(部会長) それでは、次回専門部会において、全会一致で結審できるよう、次回開催までに労働者側、使用者側ともに十分検討・協議をお願いします。

(3) 事務局からの連絡



(部会長) 今後の日程等について事務局から説明してください。

(室長) 次回、第3回輸送用機械器具製造業最低賃金専門部会につきましては、10月23日(水)13時30分から福島第二地方合同庁舎1階会議室において開催いたします。

委員の皆様には、ご多忙のところ恐縮ですが、出席方よろしくお願いたします。

### 3 閉 会

(部会長) それでは、これにて本日の専門部会を閉会とします。